

トナミ運輸川崎支店増築工事

市、調停勧告不受諾を公表

「誤解招き遺憾」と同社

運送大手トナミ運輸の川崎支店（川崎市高津区溝口五）の増築工事をめぐり、市は建築等紛争調整条例に基づき、同社が住民との調停の勧告に応じなかったことを「正当な理由がない」として、事業名や事業者名などの「事実公表」をしたことが九日、分かった。市が建築紛争で「事実公表」をしたのは初めて。

（飯田克志）

同社は「法律に基づいて建築を進めていて、違法行為をしていないわけではない。事実公表は誤解を招く恐れがあり、極めて遺憾。弁護士と対応を協議する」としている。

同支店は新二子橋近くの国道246号沿いにあり、敷地南側は住宅街。市によると、増築計画は住宅街に面していた社員寮二棟を壊し、四階建て倉庫（高さ約二十メートル、横約百八メートル、幅約二十七メートル）を建設し、屋上に従業員用駐車場（約百台）を設置する内容。二月に着工。同社は環境に配慮し壁面緑化などを実施するとしている。

周辺住民グループは昨年九月、駐車場設置などによる大気環境の悪化などを懸念。計画の見直しを求め、市に条例に基づき調停を申請した。

市は十月に調停の受諾勧告をしたが、同社は調停に応じないと回答。市は十二月、調停に応じない正当な理由がないとして、事実公表の実施を通知。さらに市は六月二十三日に、七月八日付で公表すると通知した。

これに対し、同社は六月二十六日、事実公表の差し止めを求める仮処分を横浜地裁に申し立てた。同地裁は七月四日、「処分性がな

い」と申し立てを却下したため市は八日、市役所などで公告した。工事をめぐっては、周辺住民グループが市に同社との協議経過に関する公文書の開示を

請求。一方、同社は市に非開示を求める訴訟を二月に横浜地裁に起こし、係争中。

市まちづくり局は「トナミ運輸との交渉で粛々と行った」とし説明できない。公表は条例に基づいた手続きで粛々と行った」としている。